

# 自立支援医療費負担額について

## 自立支援医療のイメージ

### ●一般的な医療

医療保険 70%	自己負担分 30%
----------	-----------

負担の軽減

### ●自立支援医療

医療保険 70%	自立支援医療（公費） 20%	自己負担 10%
----------	-------------------	-------------

※月額負担の上限額は、下表のように所得区分によって決定されます。

## 所得区分と自己負担上限月額

受給者の属する「世帯」の収入によって、所得の区分が決定します。

この場合の「世帯」は、同一の医療保険に加入している人の集まりを指します。

区分	一定所得以下			中間的な所得		一定所得以上	
	生活保護	低所得1	低所得2	中間所得1	中間所得2		
所得判定	生活保護世帯	市町村民税非課税世帯			市町村民税課税世帯		
		本人の収入額			市町村民税所得割額		
	80万9000円以下	80万9000円をこえる		33,000円未満	33,000円以上 235,000円未満	235,000円以上	
負担上限月額	0円	2,500円	5,000円	医療保険の自己負担限度額		公費負担の対象外	
				育成医療(経過措置) 5,000円 10,000円			
				高額治療継続者「重度かつ継続」に該当する方			
				5,000円	10,000円	20,000円	

## ※高額治療継続者「重度かつ継続」とは・・・

### ○ 疾病、症状から対象となる者

精神・・・・・・① 統合失調症、躁うつ病、うつ病、てんかん、認知症等の脳機能障害、薬物関連  
障害(依存症等)

② 精神医療に一定以上の経験を有する医師が判断した者

更生・育成・・・腎臓機能障害・小腸機能障害・免疫機能障害・心臓機能障害(心臓移植後の抗免疫  
療法に限る)・肝臓機能障害(肝臓移植後の抗免疫療法に限る)

### ○ 疾病等に関わらず、高額な費用負担が継続することから対象となる者

精神・更生・育成・・・医療保険の高額療養費で多数該当の者